

緊急事業創出支援制度 —新規事業提案型—

目的

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う雇用情勢の悪化により、就労機会に制約を受けている市民を応援するため、既存の枠に囚われない柔軟な発想でまったく新しい分野の仕事を提案し、仕事に困っている方を臨時的に雇用することで、それを実践しようとする市内事業者等に対し、新規雇用にかかる人件費相当額に定額10万円を加えた額を市からの委託業務として発注します。また、市の重要な政策の推進等に資する提案である場合は、インセンティブ分として10~40万円を委託料に上乗せします。

対象者の条件

- ・ 雇用者（対象者）：市内に事業所を有する事業主、市内に住所を有する個人経営の農林漁家
 - ・ 被雇用者：新型コロナウイルス感染拡大の影響により、離職や休業、短時間勤務などを余儀なくされ、就労機会に制約を受けている市民
 - ・ 委託条件：次の条件を満たす雇用を含む新規事業の提案であって、市が審査し採択したもの
 - ✓ 令和2年4月から6月までに新たに雇用を開始し、時給相当額が880円以上、労働時間数が週10時間以上かつ雇用期間が1ヶ月以上であり、適切な社会保険等の措置を行っていること
 - ✓ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、就労機会に制約を受けている方であることを確認していること
 - ✓ 事業所が従来から行っている事業の枠を飛び越えた新たな分野の仕事※を創り、新規雇用者をその仕事に従事させること
- ※例：商品から体験まで市内のモノ・コトをお届けする総合宅配サービス など
- ・ その他：雇用者は反社会的勢力に該当せず、市税等の滞納が無いこと
雇用者が認めた場合、一の被雇用者につき複数の者から雇用されることを妨げない

支援内容

- ・ 委託金額：以下の①~③を合計した額
 - ①人件費：契約期間中における新規雇用者の労働時間数に880円を乗じた額（上限8h/人日）
 - ②管理費：10万円 ③インセンティブ分：特に優秀な提案と認める場合に限り、10~40万円
- ・ 契約期間：令和2年5月1日~令和3年3月31日までの範囲内で必要と認められる期間
- ・ 支払方法：契約時に委託金額の3割を概算払、契約期間の中間月に中間払、完了時の労働時間実績に応じ精算し、残余を支払い

提案方法

業務提案書に必要な事項を記入し、雇用状況等が確認できる書類を添えて、市役所総合政策課まで持参又は郵送によりご提出ください。

提案をご検討される事業者等は、事前にお電話等でご相談くださいますようお願いいたします。



【お問い合わせ】飛騨市役所 企画部総合政策課
☎:0577-73-6558 mail:sougouseisaku@city.hida.lg.jp